ロ　中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策
(1)　毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策
(2)　毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み
四　次に掲げる方策その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
（法第三十四条の十第二項第六号の実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項）

第八十七条　法第三十四条の十第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　第五条第一号から第四号までに掲げる事項
二　経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策
三　実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策
（法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費）

第八十八条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、労働金庫等が法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。
一　新商品若しくは新役務の開発若しくは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入
二　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入
三　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備
四　営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止
五　業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化
六　その他その実施により労働金庫等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該労働金庫等の利用者の利便の向上又は当該労働金庫等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの